委員会を傍聴される方へ

1　委員会の傍聴中は、当日配付する傍聴証を胸に着用してください。

2　委員会では、係員の指示に従ってください。

3　委員会室では静粛にし、次の事項を守ってください。

　(1)　委員会室の秩序を乱し、議事の妨害となるような行為をしないこと。

　(2)　発言に対して批評をしたり、拍手その他の方法で賛否を表明しないこと。

　(3)　帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。

　(4)　飲食又は談笑をしないこと。

　(5)　携帯電話等は、音の出ない状態にすること。

4　委員会室での写真撮影、録音等をしようとするときは、許可が必要ですのであらかじめ係員に申し出てください。